

大口町告示第120号

大口町ネーミングライツ事業（募集型）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町ネーミングライツ事業（募集型）実施要綱の一部を改正する要綱

大口町ネーミングライツ事業（募集型）実施要綱（令和２年大口町告示第２２号）の一部を改正する。

題名を次のように改める。

大口町ネーミングライツ事業実施要綱

第２条第２号中「命名する権利」を「命名する権利をいう。」に改め、同条第６号中「契約の相手方となった」を「契約の相手方となる」に改める。

第３条の見出し中「事業」を「ネーミングライツ事業」に改める。

第２０条を第２１条とし、第１９条を第２０条とする。

第１８条第３項中「第１３条」を「第１４条」に改め、同条を第１９条とする。

第１７条を第１８条とし、第１１条から第１６条までを１条ずつ繰り下げる。

第１０条第２項中「第７条」を「第８条」に改め、同条を第１１条とする。

第９条を第１０条とし、第５条から第８条までを１条ずつ繰り下げる。

第４条第２項中「ネーミングライツ事業」を「募集型のネーミングライツ事業」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 企画提案型のネーミングライツ事業の対象となる施設等は、前項の規定により町長が選定した施設等以外とする。この場合において、当該施設が指定管理者制度導入施設のときは、指定管理者との協議を経て対象施設等を決定するものとする。

第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

（ネーミングライツ事業の種類）

第４条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 募集型 対象施設等について民間事業者等を募集するもの
- (2) 企画提案型 民間事業者等からネーミングライツ事業を行う施設等に係る提案を受け付け、対象施設等を定めるもの

様式第１中「第７条関係」を「第８条関係」に改める。

様式第2及び様式第3中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第4中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第5中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。